

## 西多久多目的運動広場命名権者募集要項

### 1 趣 旨

多久市では、社会体育施設に愛称を命名する権利（以下「命名権」という。）を付与することにより、愛称が命名された当該施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図ることを目的として、多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次の施設について、命名権者を募集します。

### 2 対象施設

| 対象施設名      | 所在地                |
|------------|--------------------|
| 西多久多目的運動広場 | 多久市西多久町大字板屋7782番地2 |

### 3 愛称の条件

- ① 要綱第6条に定めた内容とし、市民に不利益を与えない中立性のあるもので、かつ、同条各号に掲げる条件にいずれも該当しないものとしてください。
- ② 親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称としてください。
- ③ 愛称には「西多久多目的運動広場」を併記させていただきます。

### 4 命名権の付与期間

3年以上5年以内の期間で応募してください。命名権の始期及び終期は、契約締結日を始期とし、期間が満了する月の末日を終期とします。なお、当該始期については、対象施設への愛称の導入に要する期間を含めるものとします。

### 5 命名権料

| 内容   | 条件                      | 備考                                                                                                                         |
|------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 命名権料 | ・年間100万円（税込み）以上の命名権料の納入 | ・命名権料は、金銭の他に、物品の納入や役務の提供でも可能です。（その場合は応募前に内容について協議が必要です）<br>・納入は年度単位とします。<br>・年度途中で契約が解除された場合の命名権料の返還の取り扱いは、要綱第18条の規定によります。 |

## 6 命名権者メリット

| メリット                | 内容                                    | 備考                                                                                                                                              |
|---------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 愛称の標示               | 愛称を施設に標示することができます。(5箇所)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標示に係る費用は命名権者負担となります。</li> <li>・設置可能箇所については別紙位置図参照。</li> <li>・材質、重量、掲示方法等、詳細は設置の際に個別に協議を行います。</li> </ul> |
| 市広報誌<br>市ホームページへの掲載 | 多久市の広報やホームページで、愛称決定のお知らせをします。         | ・掲載費用は市が負担します。                                                                                                                                  |
| 愛称を用いた施設運営によるPR効果   | 通常使われる施設名を愛称に変更して運営することで、PR効果が期待できます。 | 条例、規則等における名称は変更しません。                                                                                                                            |

## 7 費用負担

| 内容                         | 多久市 | 命名権者 |
|----------------------------|-----|------|
| 命名権料                       |     | ○    |
| 愛称の標示に係る、標示物の設置費用・維持費・撤去費用 |     | ○    |
| 契約期間終了後の原状回復               |     | ○    |
| 命名権者におけるパンフレット等の印刷物作成      |     | ○    |
| 市の広報誌、ホームページへの掲載費用         | ○   |      |

## 8 応募資格

要綱第5条各号に掲げる条件のいずれにも該当しない法人又は法人以外の団体で構成される団体等の事業者が応募できます。

## 9 応募方法

以下の提出書類を、お申込み先へ直接、もしくは郵送で、9月30日17時15分までに提出してください（必着）。

### （1）提出書類

- ☐ 多久市体育施設ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）
- ☐ 誓約書（様式第2号）
- ☐ 法人概要
- ☐ 決算報告書類（直近1事業年度分）
- ☐ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 印鑑証明書
- ☐ 法人等役員名簿（様式任意、提出日現在のもの）
- ☐ 納税証明書（最新）※申込書で市が調査することに同意頂ける場合は、多久市分は不要。多久市以外に納税義務がある場合は提出をお願いします。
- ☐ 多久市体育施設ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に記載する希望契約金額等が物品の納入及び役務の提供の場合は、金銭換算金額等の根拠となる資料（任意様式）

### （2）提出部数

1部 ※提出された書類は返却しません。

### （3）募集期間

令和8年9月1日（火）から9月30日（水）まで

受付時間 8時30分～17時15分まで（ただし土日祝日は除きます）

### （4）質問事項の取扱い

- ① 受付期間は令和8年9月10日（木）17時15分までとします。
- ② 質問がある場合は、質問書（様式任意）により、お問合わせ先へ直接提出か、電子メール、またはFAXにて受け付けます。（電子メール、FAXによる提出の場合は、着信確認を電話にて行ってください）
- ③ 回答については、令和8年9月18日（金）17時15分までに、それまでの応募者全員に対して行います。また、市のホームページにてネーミングライツ事業の募集案内に公開いたします。

### （5）留意事項

- ① 応募にあたっての費用は応募者の負担とします。また、契約締結に係る費用は、契約者の負担とします。
- ② 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 提出書類に係る情報公開請求があった場合には、多久市情報公開条例に基づき開示することがあります。

## 10 選定方法

多久市体育施設ネーミングライツ審査委員会において、審査基準に基づき審査し、教育長が命名権者を決定します。

## 11 結果の公表

命名権者を決定したときは、市のホームページに掲載し、プレスリリースを行います。

## 12 愛称使用開始までのスケジュール

| 手続き          | スケジュール(予定)   |
|--------------|--------------|
| 申込み締め切り      | 令和8年9月30日(水) |
| 書類審査～命名権者の決定 | 令和8年10月下旬頃   |
| 契約           | 令和8年11月頃     |
| 愛称の使用開始      | 契約締結後        |

## 13 お申込み・お問い合わせ先

〒846-8501  
 佐賀県多久市北多久町大字小侍7-1  
 多久市教育委員会 教育振興課 スポーツ振興係  
 TEL:0952-75-8022  
 FAX:0952-75-2279  
 E-mail:sports-shinko@city.taku.lg.jp